

仕 様 書

第 1 計画策定の基本的方針

第3次津島市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、現行の計画を前提として、その実績・評価を踏まえて、現在の社会情勢や法制度の変化、国・愛知県の環境政策・関連計画、市の施策・関連計画等を勘案し、市の区域の自然的経済的社会的条件その他の市の特性に応じた中長期的な展望に基づく見直しを行った上で、次に掲げるところにより策定するものとする。

- ・ 生物多様性地域戦略、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画は、環境基本計画と一体の計画とすること。
- ・ 第5次津島市総合計画との整合を図りつつ、SDGs（持続可能な開発目標）の取組状況を明確にし、市の関連計画の施策と連携させた計画とすること。
- ・ 計画に定める施策及びその実現のための取組について、市民、事業者（市の区域内に事業所を有する者をいう。以下同じ。）及び行政その他の関係主体（以下「関係主体」という。）の連携・協働による施策の推進を前提として、各関係主体において自分事として実感できる手法を定めること。
- ・ 市民及び事業者の環境の保全に対する意識、意見等の把握に当たっては、効果的かつ多角的に意識、意見等を収集することができる調査手法によること。
- ・ 計画の推進体制として、市の関連計画の施策との連携を前提として、計画の進捗管理、効果の検証並びに施策及び事業の見直し及び改善が容易にできる手法を定めること。

1. 環境基本計画（2から4までに掲げるものを除く。）

- ・ 長期的なまちづくりの指針である第5次津島市総合計画を環境面から補完し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画で、中長期的な展望に基づく環境政策の全体像を示すものとする。
- ・ 環境分野に関する国内外の動向と市の特性に応じた環境政策を定めるものとする。

2. 生物多様性地域戦略

- ・ 生物多様性国家戦略を基本として、生物多様性基本法第13条の規定に基づき策定する生物多様性地域戦略とする。
- ・ 環境基本計画の一部を生物多様性地域戦略として充てるものとし、個別の計画として作成しないものとする。

3. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

- ・地球温暖化対策計画に即して、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項の規定に基づき策定する地方公共団体実行計画とする。
- ・令和5年度に行った世界首長誓約/日本の署名及び2050年ゼロカーボンシティの表明を踏まえて、温室効果ガスの排出量の削減に関する方策・工程を明らかにした行動計画とすること。

4. 地域気候変動適応計画

- ・気候変動適応計画を勘案して、気候変動適応法第12条の規定に基づき策定する地域気候変動適応計画とする。
- ・令和5年度に行った世界首長誓約/日本の署名及び2050年ゼロカーボンシティの表明を踏まえて、気候変動への適応に関する方策・工程を明らかにした行動計画とすること。

第2 業務内容

主な業務は、次に掲げるものとし、その他計画の策定に必要な業務がある場合は、これを含むものとする。

1. 基礎調査

既存情報や推計システム等を活用して合理的な情報の収集・分析を行うことができるものとする。

(1) 環境基本計画

次に掲げる調査のほか、市の現況の把握及び市の区域の特性の分析その他環境基本計画の策定及び進捗管理に必要な調査を行うこと。

- ・国際情勢、国・県の動向に関する情報の整理
- ・関係法令、市の上位・関連計画の施策の設定状況の整理
- ・調査及び分析に基づく環境に関する情報の整理
- ・市の区域の自然的経済的社会的条件の現状把握
- ・市の区域の特性の分析
- ・市と類似の条件を有する自治体の環境施策との比較を行うために必要な情報の収集

(2) 生物多様性地域戦略

環境基本計画に係る基礎調査に含めて、「生物多様性地域戦略策定の手引」に準拠して地域戦略を策定するために必要な調査を行うこと。

(3) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

次に掲げる調査を行うものとし、温室効果ガスの排出量の現況推計は、自治体

排出量カルテ等を活用した標準的手法で行うことができるものとし、市の区域の特性を踏まえて要因分析、将来推計等を行うこと。

- ・地球温暖化対策をめぐる国外・国内の動向の整理
- ・市における地球温暖化対策のこれまでの取組その他市の現況の分析
- ・温室効果ガスの排出量の推計・要因分析
- ・市の区域（及び市の公共施設）における再生可能エネルギー施設等に関する状況の把握及び分析
- ・市の区域における再生可能エネルギーのポテンシャル調査
- ・市の区域の特性に応じた複数パターンのシナリオによる温室効果ガスの排出量の将来推計
- ・その他「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に準拠して計画を策定するために必要な情報の収集及び調査

(4) 地域気候変動適応計画

次に掲げる調査を行い、気候変動影響に関する情報を収集し、市の区域における将来予測される気候変動影響の整理を行うこと。

- ・気象災害の発生状況
- ・顕在化している気候変動影響
- ・将来の気候変動影響に関する予測
- ・気候変動影響評価
- ・その他「地域気候変動適応計画策定マニュアル」に準拠して計画を策定するために必要な情報の収集及び調査

2. 環境の保全に対する意識、意見等の把握（市民意識調査）

市民及び事業者の環境の保全に対する意識、意見及び意向、環境保全の取組の現況、市の環境施策に対する評価等を把握するため、調査を実施するものとする。なお、アンケート調査は、前回の調査結果との比較、新たな環境課題に対する意識、意見等が把握できるものであることとする。

- ・調査項目、調査の実施方法等の検討及び立案
- ・調査票の作成及び印刷
- ・調査票の発送及び回収
- ・回答の集計、統計処理、結果の分析及び考察
- ・調査報告書の作成

3. 現行計画の評価

現行計画に掲げる施策の進捗状況・目標の達成状況を整理し、現行計画の評価を

行うこと。ただし、事業実施状況及び指標数値の把握、事業担当部局に対するヒアリング等の分担は、提案に基づき協議して定める。

4. 課題の抽出・計画の方向性の検討

基礎調査の結果から市の区域の特性等を把握し、地域が抱える環境上の問題点及び課題を抽出した上で、解決すべき課題を整理し、現行計画の評価を踏まえて、計画の方向性を検討する。

5. 計画の素案の作成

計画の方向性を踏まえ、計画の素案を作成するものとする。なお、計画期間は、原則として、令和7年度から10年間とし、国、県等の施策等との整合により、別途目標年次を設定することができるものとする。

(1) 環境基本計画

次に掲げる事項その他環境基本計画に定めるべき事項について、整理、検討及び立案を行い、素案を作成すること。

- ・ 目指すべき将来像・将来ビジョン
- ・ 環境政策の方向性
- ・ 進捗管理する目標値及び指標
- ・ 取り組むべき施策及び施策の基本方針
- ・ 施策の体系及び施策ごとの事業の設定
- ・ 関係主体別の役割及び行動並びに関係主体間の連携

(2) 生物多様性地域戦略

次に掲げる事項その他生物多様性地域戦略に定めるべき事項について、整理、検討及び立案を行い、素案を作成すること。

- ・ 目指すべき将来像・将来ビジョン
- ・ 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標
- ・ 統合的・計画的に講ずべき施策及び施策の基本方針
- ・ 関係主体別の役割及び行動並びに関係主体間の連携

(3) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

次に掲げる事項その他地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定めるべき事項について、整理、検討及び立案を行い、素案を作成すること。

- ・ 目指すべき将来像・将来ビジョン
- ・ 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素シナリオ

- ・ 温室効果ガス排出量削減目標、対策及び施策の実施に関する目標その他の目標
- ・ 世界首長誓約/日本の誓約事項の実施に向けた温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策
 - ・ 再エネ、コジェネ、地域電力小売事業などのエネルギー地産地消の取組の追加
 - ・ 2030年における国の削減目標レベル以上の削減目標の設定及びそのための具体的取組の追加
 - ・ 気候変動によるリスク評価の実施、及び具体的な適応策の追加
- ・ 地域脱炭素化促進事業
- ・ 関係主体別の役割及び行動並びに関係主体間の連携

(4) 地域気候変動適応計画

次に掲げる事項その他地域気候変動適応計画に定めるべき事項について、整理、検討及び立案を行い、素案を作成すること。

- ・ 目指すべき将来像
- ・ 気候変動の影響及びリスク
- ・ 既存施策の有効性評価及び施策の基本方針
- ・ 気候変動の影響に応じた適応策

6. 計画の推進体制の検討及び立案

環境基本計画（生物多様性地域戦略、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画を含む。）の推進（進行管理、効果の検証並びに施策及び事業の見直し及び改善）体制の検討及び提案を行うものとする。

7. パブリックコメントの実施に関する支援

計画策定の過程において、広く市民及び事業者の計画に関する意見を求めるために実施するパブリックコメントの支援（委託者が行う計画の概要資料の作成、回答の作成等の支援）を行うものとする。

8. 計画書の作成

素案に基づき編集（デザインを含む。）を行った生物多様性地域戦略、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画を統合した環境基本計画書を作成するものとする。

9. 会議運営等の補助

津島市環境基本計画推進委員会（6回程度開催予定）、市職員を構成員とする庁内会議その他計画の策定に係る会議等における資料の作成、会議への出席（必要に応じて説明を求めることがある。）及び議事録の作成を行うものとする。

第3 業務の遂行

1. スケジュール

各年度に行う主な作業は、次のとおりとし、業務の遂行上の必要に応じて、作業スケジュールを変更することができるものとする。

(1) 令和6年度

- ・基礎調査、市民意識調査、評価・課題抽出
- ・環境基本計画推進委員会（11月、3月）

(2) 令和7年度

- ・環境基本計画推進委員会（6月、9月、11月、1月）
- ・パブリックコメント（12月）
- ・環境基本計画の策定（3月）

2. 業務体制

受託者は、業務の遂行に当たり、技術上及び工程上の管理等を統括する管理技術者（2人以上の管理技術者を定めるときは、これらの者を統括する管理技術者）及び実務に従事する者のうちから主に業務の担当する主任担当者（2人以上の主任担当者を定めるときは、これらの者を統括する主任担当者）を配置するものとする。

3. 資料の貸与

受託者は、業務の遂行に必要があるときは、委託者に借用書を提出して、資料の貸与を受けることができるものとする。貸与を受けた資料は、業務の遂行の目的以外の目的に使用しないものとし、業務終了後は、速やかに返却するものとする。

4. 打合せ

- ・受託者は、業務の遂行に当たり、緊密な連絡を保ち、疑義が生じた場合その他必要がある場合は、適宜打合せを行うことができるものとする。
- ・打ち合わせにおいては、各業務の実施に関する協議、中間及び最終の業務報告、事務連絡等を行うものとする。
- ・受託者は、打合せを行ったときは、その都度、打合せ記録簿を作成し、委託者に提出するものとする。

第4 成果物

1. 成果物の納品

次に掲げる成果物を作成し、委託者の指定する期日までに、紙文書8部（ファイル綴じ）及び電子データ（Word、Excel、PowerPoint、Adobe Illustrator その他の編集可能なファイル形式及びPDF形式とする。）を格納した汎用的な記録媒体2部を納品すること。

- (1) 市民意識調査報告書（A4・両面印刷・白黒）
- (2) 計画書本編（A4・両面印刷・表紙カラー・本文白黒）
- (3) 計画書概要版
- (4) 会議資料、議事録、業務の過程で作成した資料、図面及びデザイン等

2. 成果物に関する権利の取扱い

成果物の所有権は、委託者に帰属するものとする。成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権は、委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承諾を得ずに他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。